印紙税が改正されました

昭和五十二年五月一日から作成される文書の印紙税額が改正になりました。主な改正点は、次のとおりです。

(1)今まで五十円の印紙税が課せられていた文書はすべて百円の印紙税が課せられることになりました。

(2)通帳、判取帳などは、二倍に引上げられました。

(3)土地売買契約書、請負契約書、手形、売上代金の受取書など、金額に応じて課税される文書のうち高額のものについて印紙税額が引上げられました。

印紙税は文書の種類によって、二十五種類に分類されておりますが、通常最も多く作成される文書についての改正点は、次のとおりです。

(1)売上代金に係る金額又は有価証券の受取書

（販売代金、請負代金、広告料の受取書）

受取金額

三万円未満　非課税

百万円以下　百円

一億円まで　従来どおりの課税

二億円以下　二万円

三億円以下　三万円

五億円以下　四万円

五億円以上　五万円

(2)物品切手

（商品券、贈答品の預り券）

記載された金額

六百円未満　非課税

三千円以下　百円

三千円を超えるものは千円またはその端数ごとに　三十円

(例)三千五百円　百二十円

五千円　百五十円

(3)賃貸借または使用貸借に関する契約書　百円

(4)家賃通帳、金銭の受取通帳

一年ごとに　二百円

一年ごとに　二千円

(5)判取帳

通帳や判取帳に改正前は五十円をこえる売上代金の受取事実を記載した場合は、その部分について売上代金の受取書を作成したものとみなされましたが、改正後は、百万円をこえる場合に同様の取扱をうけることになりました。

くわしくは、銚子税務署へおたずねください。

☎〇四七九（二二）一五七一

五十二年度 区長きまる

昭和五十二年度の区長さんが決まりました。これから一年(二年)間皆さんと役場を結ぶパイプ役として活躍いただくものです。よろしくおねがいします。

新しく区長になられた皆さん

◎印会長、○副会長、△幹事

部落氏名　有線☎

篠本一区行方万司二二五一〇六

篠本二区実川謙三二三一一〇五

○篠本三区伊橋二郎二四一一〇七

新井川野広光二五〇一一〇

宝米布施武男二四九一〇一

△二又越川昭二五九一一二

母子越川勇二八九一〇八

△小田部伊藤実(五)〇八八三

台大木文也二七三一一〇

小川台村越重平二七一一〇七

傍示戸斉藤一郎二七八一〇二

虫生土屋勝二八二一〇六

○芝崎椎名民治二九三一〇三

作間内向後真一三六六一〇六

県営住宅川島保男三八二一〇三

宮内藤代武三四五一〇二

古屋越川作衛三三九一〇七

橋場椎名昇吾三二七一〇七

桑郷稗田四郎二一三一〇五

西高野鈴木馨二〇九一〇八

△入川島己義三六三一〇六

篠原大木厳三七二一〇一

篠原大木厳三七二一〇一

○原方木原一行三八〇一〇三

谷中伊藤虎男三五一一〇七

◎辻渡辺清(四)一一四六

木戸椎名昌範五一九一〇四

長郷小川良一三八九一〇三

五ノ神林正三九三一〇三

尾垂五区伊藤裕康三九七一〇六

尾垂六区伊藤信一五〇五一〇二

△白磯川島栄治五一七一一二

関石橋光雄(四)〇八一一

「検察審査会」は被害者の権利を守ります

あなたやその周囲の人で犯罪によって害をうけ、その犯人を処罰してほしいと警察や検察庁に訴えた（告訴、告発）が、その結果が「罪とならず」とか「嫌疑なし」と言われて裁判に廻されない（不起訴処分）ことになってしまい、この処分に不満だが、これを誰にどうしてもらったらよいかわからなくてそのままになってしまったということはありませんか。

そのような被害者の不満を聞いて、もう一度調べ直してみることを仕事としているのが「検察審査会」です。民主的に広く国民の中から選ばれた検察審議員が、との不起訴処分について調べてみて、もし検察庁の取扱方が不当と判断すれば検察庁に起訴するように申入れをするのです。

審査の申立は「検察審議会」に申出れば簡単に無料で手続きがとれます。

くわしくは、検察審査会におたずねください。

☎〇四七九七(二)一三〇〇

重油タンクは届出を!!

最近、町内のビニールハウスで重油タンク（一、九〇〇ℓ）が多く見られます。

これらのタンクを設置し、貯蔵取扱いをする場合は、八日市場市他三町消防組合火災予防条例により届出をしなければなりません。

先般も取扱いミスによる油の流出事故があり、大きな損害が生じております。

いまだ届出のないタンク所有者は、早急に届出しましょう。

くわしくは消防本部予防課へ、おたずねください。

☎〇四七九七(二)〇七四〇